

山鹿市

観光みらいステップアップ補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光関連産業の状況を改善し、持続可能で未来ある観光地として再生するため、関連事業者の創意工夫ある取組みを支援する制度です。

補助金概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">● 山鹿市内において観光関連事業(宿泊業、旅客輸送業、飲食業、小売業(土産店等)、公衆浴場業)を営む個人又は法人であること。● 山鹿市内において製造業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、療術業、農業、サービス業(他に分類されないもの)を営む個人又は法人であること。● 上記に該当する異業種を含む3者以上で構成するグループであること※。 または事業者が任意で加盟している既存団体(観光協会、各業者組合など)であること。● 今後も継続して事業を行う意思を有する者で市税に未納がない者(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)。● 反社会的勢力との関わりがないこと。 <p>※例:(宿泊業A・宿泊業B・小売業C・旅客輸送業D)や、(製造業E・農業F・飲食業G)等。 ※親族経営、同族経営などの3者によるグループ構成は、該当しないものとします。</p>
補助率等	補助対象経費の 5分の4以内 で、 上限額は1団体(グループ)あたり100万円 です。
補助対象事業	事業期間:交付決定後から令和4年3月18日までに完了する事業 報償金・謝金、消耗品費、原材料費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 使用料及び賃借料、その他必要と認められる経費(下記をご参照ください。)
費目	具体的な使途(例示)
報償費・謝金	外部講師への謝金
消耗品費	事業実施に必要と認められる事務用品
原材料費	店舗改装に係る原材料の購入
広告宣伝費	動画制作、SNS広告等の出稿
印刷製本費	DM やチラシの印刷、商品券の印刷
通信運搬費	電話代、通信費、切手代
委託料	他の事業者へ委託する外注費用
使用料及び賃借料	事業実施に伴い借用する機械や施設の使用料(店舗家賃への充当はできません)

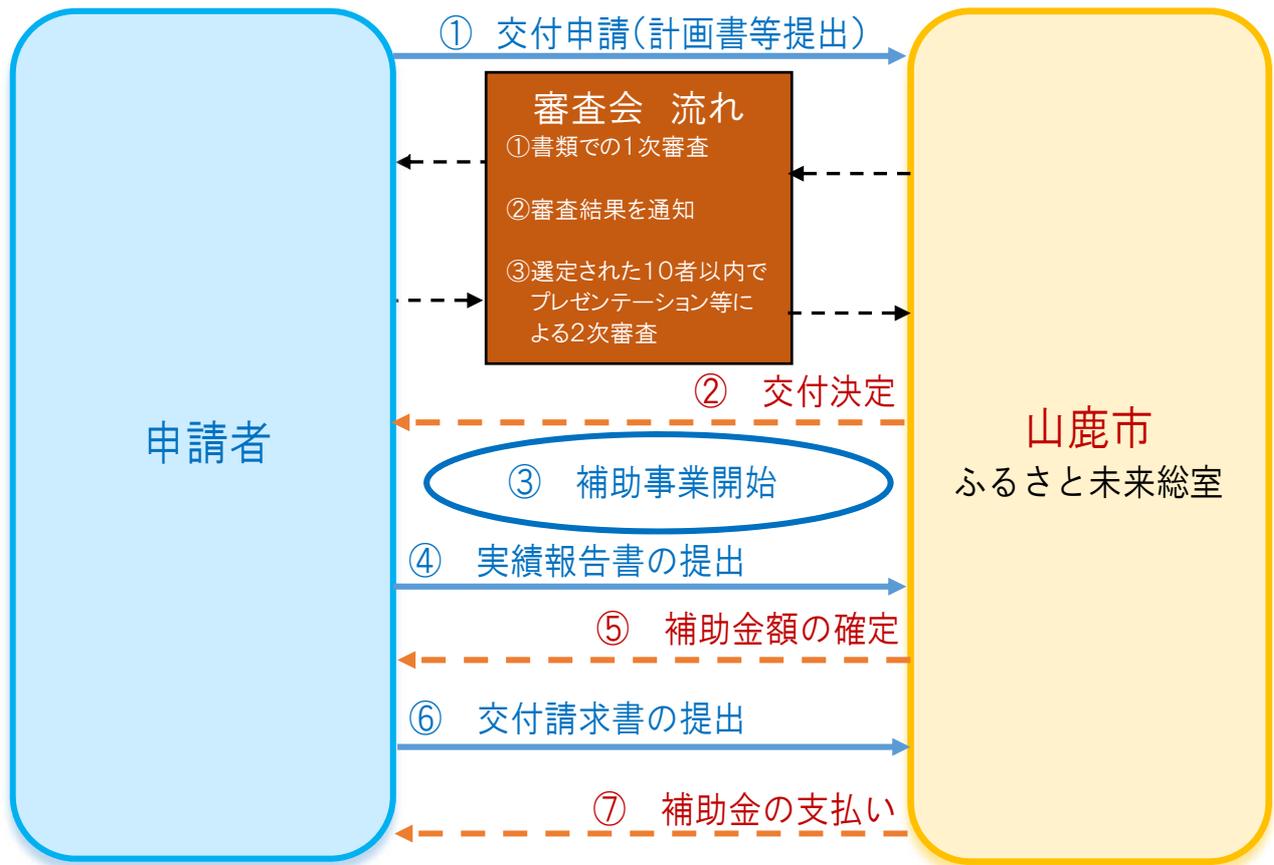
※工事請負費(看板設置等含む)、備品購入費は補助対象となりません。

募集期間

令和3年6月28日(月)から令和3年7月20日(火)17時まで(必着)

※予算の執行状況によっては、2次募集を行う場合があります。

手続の流れ



審査基準

下記の点を評価基準とし審査します。

- 1 計画が具体的であり、事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
- 2 事業費の計上・積算は根拠があるものとなっているか。
- 3 事業者同士の連携や新たな取組み等により、地域のにぎわいを創出するものとして、創意工夫の特徴があるか。
- 4 単年度・1回限りの事業ではなく、将来的に自走する仕組みが明確となっているか。

申請・相談窓口

受付時間: 平日午前9時から午後5時まで

山鹿市 経済部 ふるさと未来総室

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3

TEL 0968-41-5673

メール furusatomirai@city.yamaga.kumamoto.jp

山鹿市観光みらいステップアップ補助金

募集要項、申請様式のダウンロードや、Q&Aなど

くわしくは山鹿市ホームページをご覧ください。